

見附市立名木野小学校 いじめの防止等のための基本方針

令和 7 年 4 月

0 はじめに

この見附市立名木野小学校におけるいじめの防止等のための基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、どの児童にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、本校の全ての児童を対象とし、学校の教育活動全体を通じたいじめの未然防止の具体的な取組を推進するとともに、いじめの早期発見、迅速かつ的確な対応に向けた具体的な対策について、学校全体で組織的かつ計画的・継続的に取り組む。

また、いじめ問題への取組の重要性について、保護者・地域へも認識を広め家庭、地域住民その他の関係者との連携のもと、いじめ防止等に係る取組を推進する。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

本校に、いじめの防止や早期発見に関する対策をより実効的に行うための組織として生活指導部会、いじめやいじめの疑いがある事案への対応にあたる組織として「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

当該組織は、本校におけるいじめ防止等に係る指導や支援の体制構築、対応方針の決定、保護者及び関係機関等との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

<生活指導部会>

（１）構成員

◎生活指導主任、他 6 名、（校長、教頭）

（２）役割内容

ア）学校基本方針に基づく、未然防止などの取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正など

イ）いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録及び情報の共有

ウ）児童や保護者・地域への意識啓発と情報発信等

エ）教職員の資質向上、意識啓発等に向けた研修などの企画と実施

<いじめ・不登校対策委員会>

（１）構成員

◎生活指導主任、教務主任、校長、教頭、養護教諭、該当学年担任、該当学級担任

その他、事例に応じて、その他の職員やスクールカウンセラーなど関係機関の職員

(2) 役割内容

ア) いじめやいじめが疑われる行為等への相談、通報の窓口

イ) 発見されたいじめやいじめの疑いがある事案への対応

情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定、保護者、関係機関等との連携など。

3 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- 授業改善、分かる・できる面白い授業の実施（学習指導要領の趣旨実現）
- 道徳教育の充実（相手を尊重する心の育成）
- 人権教育、同和教育の推進（人権意識を高める授業・日常の指導）
- 社会性の育成、人間関係づくりの能力の育成
（異学年交流、小1プロブレム・中1ギャップの解消、特別活動など）
- 児童による主体的な取組
（いじめ見逃しゼロスクール集会、児童会・委員会の取組等）
- 情報モラル、一人一台端末、インターネットの適切な利用に関する指導
- ストレスに適切に対処できる力の育成
- 自己有用感や充実感を感じられる学校生活
- 職員間の情報交換、情報共有、連携の強化

(2) 早期発見のための取組

- 生活アンケート（月1回）の実施
- 教育相談の実施と充実
 - ・生活アンケートの結果に応じた教育相談
 - ・「ふれあいタイム」（年2回、全員対象の教育相談）
- 生活指導情報交換会（6・10月）、「しゃべり場」（隔週の職員終会）の実施による情報の共有・共通理解
- 相談、連絡窓口の設置と周知
- 日頃からの児童の些細な変化、兆候への気付きと的確なかかわり
（校内研修等による、教職員の資質、力量の向上）
- 保護者、地域からの情報の収集

(3) いじめへの対応（迅速かつ的確な対応）

- 組織的な対応による事実確認
 - ・ いじめられている子どもの保護
 - ・ いじめをしている子どもへの指導
 - ・ いじめられている子どもの保護者への対応
 - ・ いじめをしている子どもの保護者への対応
 - ・ その他の児童生徒への対応
- 市教委への報告、指導・支援による対応
 - ・ 保護者、関係機関、専門機関と連携した対応
 - ・ 犯罪行為に相当し得ると認められる場合、警察への相談・通報を行う。

(4) 保護者・地域との連携及び意識啓発等

① 保護者・地域との連携による取組

ア) 育伸会及び地域の活動によるいじめ防止等の取組の実施

イ) 学校運営協議会において、自校の取組等の説明と課題解決に向けた

対応策の検討

ウ) 草薙応援団、学校運営協議会委員、教育活動の協力者等からの情報収集

② 保護者・地域への意識啓発

ア) 育伸会総会や学年懇談会の場や学校便りを活用し、いじめの防止等に関する学校基本方針及び具体的な取組、保護者の責務について伝え、意識啓発を行う。

イ) 高学年児童・保護者を対象とした、いじめ問題やネットトラブル等に関わる研修（講演会等）を年間1回実施する。

(5) 関係機関等との連携

○ 幼保小中の連携強化

- ・ 中学校区校長会を開催し、情報交換を行う。(月1回)
- ・ 小中連絡会を開催し、情報交換を行う。(年2回・随時)
- ・ いじめ見逃しゼロスクール集会の開催(11月)
- ・ 幼保小連絡会を開催し、情報交換を行う。(随時)

○ 地域の民生児童委員、主任児童委員等との情報交換

○ 見附警察署、児童相談所、見附市青少年育成センター等との連携

4 重大事態への対応

(1) 重大事態について

重大事態とは、以下のようなケースを想定している

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

「相当の期間」については、年間30日を目安としているが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も含む。）

③ その他の場合

児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（令和6年8月文部科学省）」、「新潟県いじめ防止基本方針（令和2年12月改定新潟県・新潟県教育委員会）」により適切に対応する。

① 学校は重大事態の発生を直ちに見附市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。

② いじめ・不登校対策委員会に学校運営協議会委員を加えた拡大委員会を設置する。

③ 事案の事実関係を明確にするための調査を行う。

ア) 学校が調査主体となる場合

- ・ 組織による調査体制を整える。
- ・ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・ 調査結果を見附市教育委員会に報告する。
- ・ 見附市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

イ) 見附市教育委員会が調査主体となる場合

- ・ 学校の設置者の調査依頼に必要な資料の提出など、調査に協力する。

5 いじめ防止等の年間計画について

別紙「見附市立名木野小学校におけるいじめ防止等のための年間計画」参照

6 取組の評価と学校基本方針の見直し及び修正

(1) 「取組評価アンケート」等の実施

P D C A サイクルで取組を実施するとともに、「取組評価アンケート」等を活用し、定期的に取り組の評価と見直しを行う。

(2) 学校基本方針の見直しと修正

「取組評価アンケート」等の結果及び評価等に基づき、必要に応じて学校基本方針の見直しと修正を行う。

【参考】

○ いじめの定義（法の第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※留意事項

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。この際、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないよう努める。
- ② 「一定の人的関係」とは、学校に内外を問わず、同じ学校・学級や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童との何らかの人的関係を指す。
- ③ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ④ いじめられた児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれたり誹謗中傷を受けたりした児童が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（「いじめ類似行為」）についても、加害行為を行った児童に対する指導等について適切な対応が必要である。

○ いじめ基本方針の策定（法の第13条）

学校は、国の基本方針又は地域基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ「学校いじめ防止基本方針」を定める。

○ 組織の設置（法の第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

○ 保護者の責務等（法の第9条）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。